

令和2年度 第2回「北九州市いじめ問題専門委員会」会議記録

会議名	第2回「北九州市いじめ問題専門委員会」
開催日時	令和2年12月16日(水) 15:00~16:30
開催場所	小倉北区役所庁舎 東棟8階 811会議室
出席委員 (50音順)	北九州市医師会 天本 祐輔
	西南女学院大学 今村 浩司
	福岡県臨床心理士会 嘉嶋 領子
議 事	(1) 令和元年度の問題行動調査結果等について
	(2) 「いじめの重大事態」を調査する際の進め方について
その他	(1) 事案等の報告について(一部非公開)

議事概要

(1) 令和元年度の問題行動調査結果等について

- ・ いじめの認知件数の比較も大切であるが、いじめの認知件数について、政令市ごとにどのような報告の方法で行っているかなど、その内容について情報を得てほしい。そのうえで、現在の北九州市独自の報告の方法に満足せず、研究してほしい。

(2) 「いじめの重大事態」を調査する際の進め方について

資料「調査に係る保護者の不安等を解消すること」への対応について

- ・ 第三者調査委員会の「重大事態に係る委員の追加」のことについて、教育委員会がいくつかの団体(弁護士会や臨床心理士会等)を想定しておき、その中から調査事案の関係者ではない候補者を推薦してもらい、被害者の保護者及び加害者の保護者からの了解を得る、というのがよいのではないかと。
- ・ 被害者の保護者又は加害者の保護者のどちらかから、「この人を追加委員として、入れてほしい」と要望があった場合、その人が第三者と言えるのかどうかを判断することは難しい。第三者性をどのようにして担保して人選していくかは課題である。
- ・ 他都市では、調査に係る弁護士を1名から2名に増やしたということであるが、それは良いことだと思う。弁護士の法的な見地から助言をもらい、調査を進めることができる。心理や医療の面から、児童生徒の関係性などに着目して調査を進めていくことも大切であるが、法律に沿って対応する事も重要であると考えます。

その他

(1) 事案報告

- ・ 事務局より事案等について報告
- ・ 委員から、事案等への対応について助言を受けた。